

◇一橋大学フェアレイバー研究教育センター◆連載◆
ユニオニズム」に組み替えることにした。本稿

22

労働ビッグバンは終わったか —経済危機と労働運動

田端博邦 東京大学名誉教授

はじめに

一橋大学フェアレイバー研究教育センターが労働ビッグバン研究会を立ち上げたのは二〇〇七年の春である。そのため企画が議論されたのはその年の二月、ちょうどホワイトカラー・エグゼンブションの法案が撤回されて間もない時期である。その時点における問題関心は、そうした規制緩和政策の一時的な後退にもかかわらず、基本的な政策方針は維持されているのではないか、したがって、さらに労働法制の規制緩和は広がるのではないか、というものであった。そのために、〇七年四月に提出された労働市場改革専門調査会の第一次報告⁽¹⁾においても、そこで提起された「ワークライフバランス憲章」よりも、そこで強調された正規雇用の終身雇用的慣行に対する批判の意味を重視したのである。解雇規制の緩和が本格的に始まるのではないか、ということが懸念された。そして、〇七年五月

には、そうした懸念を強めるように、規制改革会議労働タスクフォースの意見書⁽²⁾が公表された。しかし、その後大きな状況の変化が生じた。

〇七年七月の参院選で自民党が大敗し、政権は

福田内閣に移行した。さらに、〇八年秋の世界金融危機によって、大量の「派遣切り」に象徴される雇用危機が発生し、大規模な景気対策が

展開するようになったのである。経済成長の基本的なパターンは、新自由主義的な市場化政策からケインズ主義的な経済安定政策に移行しつつあるよう見えた。労働市場についても、雇用安定のための政府の施策が動員され、規制緩和政策に終止符が打たれたように見えるような状況になったといえる。もちろん、こうした景気対策が単純に規制緩和政策と対立するわけではないが、雇用政策とそれをとりまく経済政策の全般的な枠組みが大きく変わったのではないかと見られるような状況になったのである。

そこで労働ビッグバン研究会の企画委員会は、とりあえず、プロジェクト研究としてのテーマ

を「労働ビッグバン」から、それよりも広い対象を取り上げることができるテーマ「社会運動ユニオニズム」に組み替えることにした。本稿は、このような問題意識から企画された労働ビッグバン研究会の最終研究会「労働ビッグバンは終わったか」における筆者の報告をもとにとりまとめたものである。問題は、「労働ビッグバン」という標語に示された規制緩和政策が今、そして将来にわたってどのようになるのか、雇用政策や労働法制に関する政策がどのようになるのか、ということである。

1 労働ビッグバンとはなにか

労働ビッグバンの提唱

「労働ビッグバン」という言葉が始めて使われたのは、〇六年一〇月一三日の経済財政諮問会議に提出された民間議員ペー・パー「『創造と成長』に向けて」である。⁽³⁾そこでは、「労働市場の効率化（労働ビッグバン）」について、「経済全体の生産性向上のためには、貴重な労働者が低生産性部門から高生産性部門へ円滑に移動できる仕組みや人材育成、年功ではなく職種によつて待遇が決まる労働市場に向けての具体的な施策が求められているのではないか」と書かれている。また、一一月二〇日の民間議員ペー・パー「複線的でフェアな働き方—労働ビッグバンと再チ

ヤレンジ支援」では、「労働ビッグバンの三つの目的」として、(i)働き方の多様性、(ii)労働市場での移動やステップアップのしやすさ、(iii)不公正な格差のは正、が挙げられ、そのためには「過去の社会環境を前提とした現行の労働法制のあり方」を見直し、「多様な働き方に共通した雇用ルール」を設定することが提案されている。

労働ビッグバンの提唱は、そのコンセプトからして、まず包括的な規制緩和を連想させた。しかし、前記のように、それは、従来の規制緩和と異なり、「格差」を「不公正な格差」と規定し、その格差を解消することを一つの目玉としている点で、また、後述するように、そうした格差の解消の方向を、「正規雇用」の権利や法規制を解体するという一段階踏み込んだ規制緩和の方向に定めるという点で注目されるものであった。^④言うまでもなく、こうした「格差」へのアプローチは、非正規雇用問題に関する強い世論の批判に対応しようとするものであつたといつてよい。他方、「労働ビッグバン」の提案を含む、この民間議員ペーパーは、日本経済全体のイノベーションによる生産性の向上をねらいとしており、そのなかで「低生産性部門から高生産性部門へ」の労働移動を促進することがめざされている。論理的にいえば、低生産性部門で働く労働者、非正規雇用の労働者の教育訓練を充実することによって労働能力を高め、

高生産性部門に移動させることが意図されているのである。そのような産業や企業の構造を全体として大きく変える（少子化のもとでの高い生産性の経済への転換）という構想のなかで、いわば、「正規」と「非正規」の概念そのものが消滅するような移動性の高い労働市場が構想されているのである。

経済財政諮問会議における労働ビッグバンの提唱は、さっそく、規制改革・民間開放推進会議の答申に反映された。その第三次答申は、「我が国の労働市場は今、働き方の多様性、労働市場での移動やステップアップのしやすさ、不公平な格差のは正を柱とする、複線的でフエアな働き方の実現に向けた労働ビッグバンともいうべき抜本改革が求められている」としたのである。規制緩和政策を引っ張ってきたふたつの機関は一致して、労働ビッグバンを推進する、ということになつたのである。

労働ビッグバンの構想

労働ビッグバン構想のさらに背景になつている経済構想についてはこれ以上ふれない。労働市場政策に限つて検討することにしたい。

民間議員ペーパーの内容を正確に把握することは容易でないが、理論的にはつぎのように考えられているといつてよいであろう。すなわち、規制のない自由な労働市場——それはまた「不公正な格差」のない労働市場であるはずである

——によつて、企業の労働需要と労働者の側の「多様な」供給ニーズ（女性、若者、高齢者）とは予定調和的に一致することになるはずである。

したがつて、少子高齢化による労働力減少が予想されるなかで、多様な労働供給を促進することが必要である^⑤が、そうした自由な労働市場によつて労働供給の増加が見込まれる、というものである。そのためには雇用形態の間に存在する「格差」を解消し、公正な待遇を用意することが必要であるが、格差解消の基本的な手段は、正規雇用について存在している「現行の労働法制」による規制（解雇制限、労働時間規制など）や雇用慣行（終身雇用的慣行、年功的賃金）を打破することによつて、自由な労働市場の働きのものとにそれを置くことである。つまり、正規と非正規との格差は、正規について存在する非合理な保護・規制をなくすことによつて、解消されるはずである。労働ビッグバンの提唱者と目された八代尚宏議員が、「規制の強化によってではなくて、むしろ労働市場の規制を緩和・撤廃することによって、能力と意欲のある人が正社員になれる、よりよい仕事につけるという機会を与える」と述べるのは、そのような意味においてである。とくに九〇年代後半以降に、労働市場に関する法規制の規制緩和が急速にすみ、非正規雇用の割合が増加した。そうした状況を前提にして、非正規雇用の保護を強化する方向ではなく、正規雇用に関する規制の「緩和・

「職種別労働市場」がその先に展望される労働市場の理想像である。そして、その職種別労働市場は、当然のことながら、法規制のない（最小化された）自由な労働市場でなければならぬ。八代氏が「金融ビッグバンと同じような意味で労働ビッグバン」ということを考える必要がある」というように、労働ビッグバンは、金融ビッグバンがそうであったように、徹底した規制緩和と自由市場への信頼を意味するのである。

を失つて いたのである。⁽¹⁾ また、日雇い派遣や偽装請負、ホワイトカラー・エグゼンプションに対する世論の批判も高まつていた。政治的には、『労働ピッグバン』を推進するには不利な条件が揃い始めていたといつてよいであろう。しかし、この時点においてはなお、そうした見通しは必ずしも明らかなものではなかつた。それまでに進展してきた労働法制の規制緩和をさらに一挙に進めたい、というのが推進論者の考え方であつたのである。

労働ビッグバンと実利

この職種別労働市場の構想は、ひとまず経済理論的に理想的な労働市場として描かれているといつてよい。しかし、もちろん、政策構想を推進するものは、理論的な正しさのみにあるわけではない。実際的な利益がむしろこれを主導するのが常であるといつてよいであろう。

地はないとされているのである。

そののである。他方、非正規雇用の拡大は、つきの
ような認識をも生むことになる。同一の仕事を
非正規雇用でも行なうことができるトすれば、
正規雇用の賃金や待遇も非正規雇用と同等であ
るべきであろう。それが、「身分格差のような
問題」^[13]のない、公正な労働市場である、とい
うことになるであろう。つまり、正規雇用も非正
規雇用のような流動的労働力にすることによつ
てより効率的な（安価な）生産が可能になると
いうことである。こうした推測を裏付けるのは、
「機会の均等」や「均衡待遇」が強調されるか
たわら、職種別労働市場における賃金決定のた
めの団体交渉やそのための制度はまったくふれ
られていない、ということである^[14]。個人主義的
な競争的労働市場が構想されているのであり、
そこでは、雇用保障や年功的賃金の成立する余

格差是正・多様な働き方の実現・高齢者雇用の拡大、労働市場のグローバル化・職業訓練・職業斡旋の充実が政策課題として提起されている。後述するように、労働ビッグバンが提唱されたこの時期には、自民党内に雇用・生活調査会がつくられ、規制緩和一辺倒の労働政策に対する批判が与党内でも高まり始めていた。また、小泉政権期に政策形成の中心になつてきただ経済財政諮問会議も、五十嵐仁氏が指摘するところによればすでに「改革のエンジン」としての力

この後者の観点からいえば、前述のところからも容易に推測されるように、コスト削減のために大量の非正規雇用の導入がはかられてきたが、正規雇用の労働コストの高さがつぎの問題になってきたということにはかならない。正規雇用についても、企業はすでに裁量労働制の適用対象の拡大や成果主義賃金の導入によつて、労働コストの削減をはかつてきた。しかし、企業内労働組合の存在や長年の慣行の壁は「岩盤のよう」構造になつていると認識されている

「ライフバランス」構想とそこにおける雇用率の引き上げ目標につながることになる。

労働ビッグバンの手法

労働ビッグバンが金融ビッグバンと同じようなものだとされるよう、その核心は法律的行政的規制を緩和することにある。したがって、労働ビッグバン政策の基本的な手法は、「労働市場の規制を緩和・撤廃すること」(前出、八代議員)にある。

「現行の労働法は適切か」(一一月三〇日ペーパー)ということが問題とされ、「労使自治に基づく多様な雇用形態」と「時間に縛られない働き方」(同ペーパー)が推奨されている。後者はホワイトカラー・エグゼンプションの構想がまだ生きていたためにそれを指しているが、さらなる規制緩和としては、つぎのような項目が考えられていた。労働時間法は「工場法的な規制」であり実情に合わないことが主張され(ホワイトカラー・エグゼンプション以外のものも含みうるであろう)、雇用保障については、戦後の長期雇用慣行の歴史的な使命は尽きたとされ(解雇の金銭解決あるいは解雇の自由)、派遣法については、派遣期間の制限が「派遣労働者の利益に反する」として批判され、直接雇用義務の廃止が論じられている。さらに、請負に関しては、派遣と請負の区分に関する基準を廃止して、元請企業の指揮命令を許容する業務請負の

合法化が主張されている。⁽¹⁵⁾労働ビッグバンの本的な手法は、規制緩和の拡張と深化であった。ここでは、個々の問題に立ち入る余裕がないので、最初の「労使自治」についてだけコメントしておこう。「労使自治」は通常の用語法としては集団的な労使関係における「自治」を意味しているといってよいであろう。しかし、労働ビッグバン関連の文書で用いられている「労使自治」は、個別的な労働契約関係の自治をしているようである。つまり、「労使自治」は労働契約における「契約の自由」と同義に用いられているのである。そのため、労働関係の規制を当事者の「契約の自由」に委ねるといふ民間議員の考え方に対し、一二月二〇日の会議に臨時議員として出席した柳沢厚生労働大臣は、「労使自治」といっても「労使が対等の交渉ができるか」というと、実際の力関係から言つてできない、という考え方で労働法ができない。これを全く平等でフリーマーケットでやれるなら、民法でやればいい。何のために労働法制が制定されたか。最低限の労働者保護規定を設けることは労働法制の一番の基本なので、そこはしつかり考えていただけたら大変ありがたい。⁽¹⁶⁾という意見述べている。厚生労働大臣の見解は、労働法の理解としてはオーソドックスで基礎的な考え方であるといつてよいが、労働ビッグバンの提唱者たちの見解は、そのよう

ので、最初の「労使自治」についてだけコメントしておこう。「労使自治」は通常の用語法としては集団的な労使関係における「自治」を意味しているといつてよいであろう。しかし、労働ビッグバン関連の文書で用いられている「労使自治」は、個別的な労働契約関係の自治をしているようである。つまり、「労使自治」は労働契約における「契約の自由」と同義に用いられているのである。そのため、労働関係の規制を当事者の「契約の自由」に委ねるといふ民間議員の考え方に対し、一二月二〇日の会議に臨時議員として出席した柳沢厚生労働大臣は、「労使自治」といっても「労使が対等の交渉ができるか」というと、実際の力関係から言つてできない、という考え方で労働法ができない。これを全く平等でフリーマーケットでやれるなら、民法でやればいい。何のために労働法制が制定されたか。最低限の労働者保護規定を設けることは労働法制の一番の基本なので、そこはしつかり考えていただけたら大変ありがたい。⁽¹⁶⁾という意見述べている。厚生労働大臣の見解は、労働法の理解としてはオーソドックスで基礎的な考え方であるといつてよいが、労働ビッグバンの提唱者たちの見解は、そのよう

えるのである。この点では、翌年五月の規制改革会議タスクフォースの意見は、労働ビッグバンの構想を単純化して定式化したものに過ぎなかつたともいえるのである。

2 「労働ビッグバン」の挫折

行き過ぎの規制緩和?

この〇六年一二月の経済財政諮問会議における議論は、労働ビッグバン構想が規制緩和政策としては行き過ぎのものではなかつたかといふ疑問を生じさせる。その基本的な考え方が、労働市場を純粹な自由市場に委ねるというものであつたとすれば、それはおそらく非現実的であるからである。五十嵐氏がすでに「改革のエンジン」を欠いていたという政治的な条件の変化だけでなく、構想そのものがある種のユートピア的なものになつていたことが、労働ビッグバンのその後の挫折をもたらすことになつたといつてよいのである。

しかし、一二月の会議において厚生労働大臣の反撃を受けた考え方、あるいは〇七年の規制緩和労働タスクフォースの意見に現われた考え方と、労働ビッグバンを推進しようとした実利的な要求との間には区別を設けることが可能であろう。理論上理想的な労働市場という発想とは一応別の、正規雇用の年功的賃金や雇用保障

による労働コストを削減したい、労働時間法の規制を緩和したい、派遣法・業務請負に関する法制度を手直ししたい、といった個別具体的な要求は、それとして現実的な基盤をもつており、したがって、理論的な「契約の自由」論が破綻したとしても、これらの現実的な要求はなお残り続けるということになるのである。『労働ビッグバン』のいわば過剰な理念は批判され、『労働ビッグバン』という掛け声が消えるとしても、現実的な規制緩和の要求、つまり労働ビッグバンの実質的な内容である規制緩和政策あるいは労働市場の再編政策は必ずしも消え去るわけではない、ということに予め注意をしておくことが必要である。

いずれにしても、労働ビッグバンは提唱時に厚生労働省とのフリクションを生み、直後の〇七年一月にはその主要な内容の一つであったホワイトカラー・エグゼンプションの法案が撤回されることになった。政府が公式に法案の国会提出を断念したのは一月一六日であるが、安倍首相によれば、「現段階で国民の理解が得られていると思えない」、「なんといっても働く人の理解が不可欠だ」というのがその理由であった。新聞の観測によれば、「夏の参院選を前に『サラリーマンを敵に回したくない』との与党の判断に加え、世論の反発を読み誤って、導入を急いだ政府の拙速な姿勢がある」とされていいる。⁽¹⁷⁾ 与党内にはすでに一月初めには慎重論が

高まっていたが⁽¹⁸⁾、経団連の強い要求が政府を後押ししていたのである。

ホワイトカラー・エグゼンプションの挫折は、様々な面で注目に値する。ひとつは、この労働法の規制緩和が、働き方の「自己管理」、時短につながるなどの理由づけにもかかわらず、また経済界の強い要請にもかかわらず、「働く人の理解」が得られないという理由で撤回されたことである。それは、九〇年代後半からの一〇年間にはほとんど見られないことであつたといつてよいであろう。第二に、そうした決定を可能とした背景に、労働組合、与党、マスコミの一一致した反対があつたということである。とにかく、この構想をめぐるマスコミの批判は強力な影響をもつたといつてよいであろう。そして、第三に、そのマスコミの論調が、ここでは、明確に労働法制の規制緩和に批判的なものになつていていたということである。九〇年代末から小泉改革期の規制緩和について、マスコミは総じて、望ましい「改革」というスタンスをとつていた。規制緩和について、それ自体を善とするようなな思潮が支配していたのである。こうしたスタンスを打ち破ったのは、〇六年の夏から秋にかけてのワーキング・ブアに関する報道や偽装請負批判のキャンペーんである。⁽²⁰⁾ そこでは、規制緩和(「規制改革」といつても同じことである)が、現実の生活において許容しがたい結果を生んでいるということが認識されたのであつた。

高まっていたが⁽¹⁸⁾、経団連の強い要求が政府を後押ししていたのである。

ホワイトカラー・エグゼンプションの挫折は、様々な面で注目に値する。ひとつは、この労働法の規制緩和が、働き方の「自己管理」、時短につながるなどの理由づけにもかかわらず、また経済界の強い要請にもかかわらず、「働く人の理解」が得られないという理由で撤回されたことである。それは、九〇年代後半からの一〇年間にはほとんど見られないことであつたといつてよいであろう。第二に、そうした決定を可能とした背景に、労働組合、与党、マスコミの一一致した反対があつたということである。とにかく、この構想をめぐるマスコミの批判は強力な影響をもつたといつてよいであろう。そして、第三に、そのマスコミの論調が、ここでは、明確に労働法制の規制緩和に批判的なものになつていていたということである。九〇年代末から小泉改革期の規制緩和について、マスコミは総じて、望ましい「改革」というスタンスをとつていた。規制緩和について、それ自体を善とするようなな思潮が支配していたのである。こうしたスタンスを打ち破ったのは、〇六年の夏から秋にかけてのワーキング・ブアに関する報道や偽装請負批判のキャンペーんである。⁽²⁰⁾ そこでは、規制緩和(「規制改革」といつても同じことである)が、現実の生活において許容しがたい結果を生んでいるということが認識されたのであつた。

マスコミのこのような論調の変化は、もちろん、規制緩和の社会的な結果の深刻化という現実を背景にしている。九〇年代の半ばから非正規雇用比率の上昇が強まり、製造業派遣の解禁を含む派遣法の緩和、有期労働契約の規制緩和などが非正規化を加速した。労働法制の規制緩和は、すでに、社会的な許容限度を超えて進んでいたのである。ホワイトカラー・エグゼンプションの挫折は、社会の抵抗を明示的に示す事件であつたといつてよい。さらなる規制緩和をめざす労働ビッグバンが行き詰ることになる根本的な理由は、そのような規制緩和政策と社会との間の深刻な矛盾にあるといえるであろう。

○七年参院選と政策路線の「転換」

そうした規制緩和政策の転換を、政治的に決定づけたのは〇七年七月の参院選である。この選挙で自民党は「歴史的大敗」を喫し、「構造改革」路線からの転換を強いられるうことになるのである。「構造改革」路線を継承するとした安倍政権においてもすでに修正の兆しが見られたのであるが、選挙後の九月の福田内閣の成立によって、路線修正はいつそう明確になった。

福田首相は、所信表明において、「若者たちが自らの能力を活かし安定した仕事に就いて、将来に希望をもつて暮らせるよう、正規雇用への転換促進や職業能力の向上、労働条件の改善など、働く人を大切にする施策を進めてまいり

ます」(○七年一〇月一日)と述べたが、ここで示された「安定した仕事」、「正規雇用への転換促進」などの考え方は、明らかに、競争と自己責任を強調した小泉内閣の政策とも、また構造改革を継続しつつ、抽象的な「優しさと温もりを感じられる政策」を提唱した安倍首相(○九年九月一〇日の所信表明演説)のスタンスとも異なるものであつたといつてよい。新聞報道は、「経済財政政策では、小泉・安倍政権と続いた構造改革路線が、福田政権の発足で大きな岐路を迎えていた。……これ「小泉改革」に対し、福田氏は「経済合理主義の行き過ぎた形だと思う」……と語り、自民党総裁選を通じて『共生』という言葉を繰り返した。官邸の変化に、早くも「市場」や「競争」という言葉を使いにくくなる。説明を工夫しないと」(政府関係者)²¹との声が上がる」と分析している。また、「経財会議 沈む地位」と題した朝日新聞の解説記事は、「小泉政権以来、『官邸主導』の象徴的存在だった経済財政諮問会議の位置づけが、大きくゆらいでいる。……トップダウン型の政策決定の舞台から、政策の選択肢を示す場への転換を模索していくことになりそうだ」とし、「惨敗した参院選後、自民党内からは『構造改革をトップダウンで推進した諮問会議のせいだ』と『戦犯』扱いする声も上がった。構造改革路線からの転換を求める空気も強まつた。／このため諮問会議の位置づけ自体、低下するのは避けられない。

『まとめるのは与党の国対と政調だ。諮問会議の出番はない』(諮問会議の元メンバー)(²²)は原文の改行を示す。以下同) という状況を伝えている。

福田政権の成立によって、政策路線の転換が模索されただけでなく、労働ビッグバンを提唱し、その政策を牽引すべき経済財政諮問会議の政治的な地位が大きく低下したことがわかる。

二〇〇八年の六月から七月にかけて策定された福田内閣の「五つの安心プラン」構想では、高齢者政策、医療、子育て支援などと並んで非正規雇用対策が課題とされ、ネットカフェ難民の就労支援、日雇い派遣の原則禁止、職業訓練中の生活費支給などの対策が取り上げられている。それは、雇用政策における規制強化を意味する。その後、○八年九月までに四次の報告を出した後、○八年九月までに四次の報告を提出して、その任務を終えた。²³その間、「労働ビッグバン」という言葉は、どの報告書にも登場しなかつたのである。そして、九月の諮問会議メンバーの交代によって、ビッグバンの提唱者である八代氏は諮問会議から去つたのである。

ホワイトカラー・エグゼンプションの挫折を経た後、福田政権の成立といつて一連の政治的大敗、福井政権の成立といつて経済の規制緩和政策の矛盾の噴出、参院選の帰結した規制緩和政策の矛盾の噴出、参院選の与党大敗、福井政権の成立といつて一連の政治的な事件は、小泉政権下の「構造改革」政策との推進メカニズムである経済財政諮問会議(そのまた推進力であった民間議員ペーパー)の政策決定上の役割を大きく変えた。それによつて小泉政権型の政策決定の枠組みに乗つて提唱された「労働ビッグバン」構想は、ひとまず政治の世界から退場することになつたといつてよい

掲げ、「官邸主導の政策決定プロセス」の象徴だった諮問会議は大きく様変わりする。／「与謝野氏は」今春出版した著書では『問題は「市場原理主義は常に正しい。小さな政府路線はいつも正しい』』ということが「永遠の真理」として証明されたと信じている人々(中略)がいることだと強調。『小泉路線』との決別を明確にした」と論じてゐる。

のである。しかし、前述したように、このようない政治的な結末が、経済界や企業に根強い実利的な規制緩和の要求に終止符を打つものでは必ずしもない。その問題については、なお別の面からも検討しなければならない。

規制改革会議答申と厚生労働省見解

労働ピッゲバン構想の中核にある考え方は、自由な市場がもっとも効率的であり、かつ公正であるというものである。周知のとおりであるが、そのまた核心にあるのは、新古典派的な經濟理論である。それによれば、自由な労働市場で、労働の供給者とその需要者が自由に取引することによって、適正な均衡価格が実現し、そこでは非自発的な失業も存在しない、というものである。

このような考え方をそのまま表明したのが、規制改革会議労働タスクフォースの意見であり、それを取り入れた規制改革会議の〇七年第二次答申であった。答申によれば、「労働市場における法制については、労働者の保護に十分配慮しつつも、当事者の意思を最大限尊重する観点から見直すべきである。誰にとつても自由で開かれた市場にすることが、格差の是正と労働者の保護を可能とし、同時に企業活動も活性化することとなる。／…：労働者の権利を強めるほど、労働者の保護が図られるという安易な考え方は正しくない。／市場の失敗の原因、たとえ

ば情報の非対称性に関する必要にして十分な介入の限度を超えて労働市場に対して法や判例が介入することには根拠がなく、画一的な数量規制、强行規定による自由な意思の合致による契約への介入など真に労働者の保護とならない規制を撤廃することこそ……根源的な政策課題なのである」⁽²⁶⁾、とされている。言い換えれば、(i)労働市場は、個人の自由意思を基礎にする契約の自由によって規律されるべきである、(ii)労働者の権利を強める法制（労働時間規制、解雇規制、最低賃金制などを含むであろう）は、労働者の保護という効果をもたらさず、むしろ失業の発生など労働者にとっての不利益を生む、(iii)したがって、こうした労働者保護の法制を見直し、撤廃するべきである、というものが規制改革会議の主張であった。前述したように、規制改革会議の主張する「労使自治」は、この引用に明らかなように、個別労働者と使用者との間の「契約の自由」を意味し、個人の「自由意思」が基本とされている。この間の文書で明記されたことはなかつたが、この考え方によれば、労働組合による団体交渉も個人の自由意思を制約するという点で否定されることになるであろう。たとえば、同じ考え方立つフリードマンの『選択の自由』を見れば、これは明らかである。

規制改革会議の文書が、唯一、なんらかの法制が必要だとしているのは、個別労使間の情報の非対称を補正するための措置である。労使間

の情報の非対称性が問題にされる場合、多くの議論があるのは、使用者の側が、労働者の労働能力について完全には知りえないという情報の非対称性である。しかし、ここで問題とされているのは、労働条件や「人的資本投資に対する労使の負担基準」であり、そうであるとすれば、労働条件明示義務を強化することが想定されている措置ということになる。しかし、いずれにしても、この情報の非対称性問題を除いて、個別労使間の「契約の自由」を制約するような法制はすべからく「撤廃」されるべきだ、というところに規制改革会議の主張のポイントがある。要するに、規制改革会議の主張は、労働法の原理を否定し、労働法制の根幹部分を否定する意味をもつてているのである。それは、労働ピッゲバン構想の原理的な意味を示しているということでもできる。

この規制改革会議答申に対し、これを批判する厚生労働省見解が発表された。政府機関の間でのこうした見解表明は異例のものであるといえるが、労働法の原理的な否定ともいいうべきことであったといつてもよい。それは、〇六年一二月の柳沢厚生労働相の経済財政諮問会議での発言と軌を一にするものであつた。厚生労働省見解によれば、「今回の『第二次答申』のうち、「問題意識」に掲げられている事項については、その基本的な考え方や今後の改革の方

向性・手法・実効性において、当省の基本的な考え方と見解を異にする部分が少くない」の関係にある労働者と使用者との交渉力は不均衡であり、「一般に労働市場において、使用従属にゆだねれば、劣悪な労働条件や頻繁な失業が発生し、労働者の健康や生活の安定を確保することが困難になることは歴史的事実である⁽²²⁾」。情報の非対称性問題についても、「専ら情報の非対称性を解消することで必要な労働者保護がられるとの見解は不適切である」と正面から批判している。

この厚生労働省の見解については詳しいコメントは必要ないであろう。規制改革会議の「情報の非対称」に対して、本質的な問題が「交渉力の不均衡」にあるとしているのである。厚生労働省見解は、原理的なレベルにおいて、労働ビッグバン構想を批判するものであつたといつてよいが、これは、いわば政府が労働ビッグバン路線を否定したことと等しいのである。⁽²³⁾

政策の連続性？

厚生労働省見解によつて、労働ビッグバンの理論は根本的なレベルにおいて批判された。しかし、労働ビッグバンは、単に理論的な、あるいは理想的な労働市場を実現しようとしたわけではない。終身雇用的慣行や年功的待遇を特徴とする日本の雇用慣行を打破すること、それに

よつて効率的な（コストの小さい）労働市場を形成することが、その実体的な目標であった。この間の動きは、そうした実体的な目標が否定されただけでなく、必ずしもないかもしれません。

いずれにしても、○八年二月と四月の経済財政諮問会議に提案された民間議員の提案⁽²⁴⁾は、もっぱら非正規雇用の正社員化や女性等の就業促進を内容とするものになっている。それは、厚生労働省が四月の経済財政諮問会議に提出した「新雇用戦略」についてと内容は同じものであつた。

他方、○八年七月の「二一世紀版前川リポート」では、労働ビッグバン構想や労働市場改革専門調査会第一次報告におけると同じように、終身雇用的慣行の解体が提案されている。そこでは、「高度成長期につくられた、いわゆる日本型経済システムは、終身雇用、株式持合い、系列取引、メインバンク制など、長期の取引関係を特徴としていた。しかし、グローバル化、IT化など大きな環境変化により維持が困難になり、その結果、不十分な形で新しい仕組みが割り込み、ひずみが生じている」という認識のもとに、「そのひずみが典型的にあらわれているのが、非正規雇用の増加である」とされてい。そして、「人材が、業種・分野・官民のタテ割りの壁を越えて、さらには国境を越えて、ヨコに動ける社会をめざす」とされているので

ある。この後段部分は、○六年の民間議員ペーパーの着想とほとんど同一であるといってよいであろう。

この「二一世紀版前川リポート」は、労働ビッグバン的な路線をめぐつて、政府部内の意見にはなお分岐が残されているということを示している。その分岐のポイントは、正規雇用の雇用保障をどう見るかという点にある。雇用安定が大切だとした柳沢厚生労働大臣のように、正規雇用の雇用保障を維持しながら、非正規雇用の底上げを図るというように考えるか、このリポートのように、非正規雇用の「ひずみ」の原因を正規雇用の雇用保障に求めてその廃棄をめざすか、というのがその基本的な分かれ目である。正規・非正規の格差を是正するという点では、結論は同じであるが、そのアプローチの方針は大きく異なるといつてよいであろう。おそらくこの中間をめざしたのが、労働市場改革専門調査会の第四次報告である。⁽²⁵⁾第四次報告は、第一次報告で示されていたような正規雇用の雇用慣行の改革にはふれず、「非正社員の雇用安定化」を目標として掲げ、その方策として、「中間的な雇用契約」を提案したのである。

「二一世紀版前川リポート」については、「(福田)首相はこれに必ずしも満足せず、官邸主導でビジョンをまとめることにした」と報道されている。おそらく、このレポートとはかなり異なる政策路線が模索されていたのである。しか

し、〇九年の春に策定された「福田構造改革」の構想は、首相の退陣によつて日の目を見ることなく終わつた。そして、その同じ時期に、世界金融危機も始まり、経済状況は大きく変化したのである。

3 世界金融危機とパラダイム転換

世界金融危機

○八年九月一五日のリーマン・ブラザーズの破綻は、世界金融危機を惹き起³⁵こした。詳しい経過は論じないが、世界金融危機がもたらした重要な変化は、それまでの世界を覆つていた市場信仰にビリオドが打たれたことである。³⁶

世界各国で金融機関の救済のために政府による膨大な財政支出が投入され、ビッグ・スリーアー問題におけるように金融機関以外の製造業にも大規模な政府の支援と救済が講じられた。また、急速に悪化した経済によって生まれる失業を解決するために、公共事業や企業支援がなされてきたのである。一言でいえば、政府の大きな役割が再認識されたのである。このような金融危機下の政府活動によって、それまでの市場信仰は信頼性の基盤を失つた。市場は自由に放任されればもとも効率的に作動するとか、政府介入は小さいほどよい、といった議論は、説得力を失うことになつたのである。

もちろん、このような経済危機下の政府介入は、市場経済そのものを否定するものではないし、一時的なものであるという性質をもつていて、形成される政策の具体的な内容や体系的なものであるといえる。しかし、三〇年代のニュー・ディールが大きな歴史的な変化を画したと同じように、今回のグリーン・ニューディールは、歴史の段階的な変化をもたらす可能性ももつてゐるのである。この後段については、なお断言できる状況ではないが、いずれにしても、自由な市場が万能であるというようなイデオロギーは大きく傷ついたということができる。市場も経済も、政府の相応の役割を前提にしなければうまく機能しないということが改めて確認されたということができる。

ビッグバンの背景

すでに見たように、労働ビッグバンは、小泉改革期に頂点に達した新自由主義の規制緩和政策の延長上に提案されたといえる。しかし、労働市場の劣化によって強まつた世論の批判によつて、労働市場の規制緩和政策は転換を余儀なくされた。そして、福田内閣の時期になつて、ほぼ全面的な政策転換の方向性が打ち出され、厚生労働省見解は、正面から規制緩和の理論を批判したのであつた。

日本の雇用政策のあり方としては、ほぼこの時期に、規制緩和一辺倒の政策からの転換を見たということができそうである。「雇用の安定」

や「安心」が新しい政策理念として打ち出された。しかし、それでもなお、そうした理念のもとに形成される政策の具体的な内容や体系的な整合性は不明確なものに止まつているということができる。「派遣切り」に対する対策や雇用調整助成金などによる失業の拡大防止という当面の課題が雇用政策を覆うことになつたのである。

労働ビッグバンは、グローバルな自由市場とくに国際金融市场が強い影響力をもつような世界経済を背景にしていた。そのような国際経済のもとでは、一国の経済政策や企業の行動様式が規制緩和や市場主義に流れるのはある意味で必然的であるといいう。九〇年代の半ば以降の規制緩和や構造改革は、そのようなグローバル経済の進展に沿つて展開してきたのである。労働ビッグバンは、その延長上に、またかなり純化した市場主義的な構想として提案されたのである。世界金融危機後の世界経済の方向は、おそらく国際協調を基礎とした国際金融市场の規制と各国経済の安定をめざすことになるであろう。それは、九〇年代から〇八年までの枠組みとは異なる世界経済や各国経済のシステムを生みだす可能性をもつてゐるのである。

そのような新しい枠組みの上で、労働ビッグバンに代わる新しい政策体系が形成されることになるであろう。そして、そのような新しい枠組みの政策が形成されたときに、労働ビッグ

バンは、本当に終わったことになるのである。

おわりに

本稿は、前述のように労働ビッグバン研究会の最終研究会「労働ビッグバンは終わったか」（二〇〇九年一月二四日）で行なった筆者の報告を下敷きにしたものである。この研究会では、ほかに、龍井葉二氏（連合非正規労働センター）の報告「大転換時代」の労働運動を考える」がなされ、また、伊藤彰信氏（全日本港湾労働組合）、河添誠氏（首都圏青年ユニオン）、森崎巖氏（全労働省労働組合）、鈴木雄一氏（埼玉労働者福祉協議会）、井上久氏（全労連）からの補足発言が行なわれた。

討論では、年越し派遣村の経験、非正規雇用問題、省庁再編による政策決定手続の変化など様々な問題が議論されたが、「労働ビッグバンは終わったか」というシンポジウムのテーマに關しては、「まだ終わっていない」という意見が多数であった。この問題について、最後にふれておくことにしよう。

労働ビッグバンが「終わっていない」という議論は、主として労働現場の実態にもとづいている。労働ビッグバンが提唱したような規制緩和のもとで、雇用に関するルールや倫理が失われ、労働者を使い捨てるような労働現場の崩壊が蔓延しているというのである。そうした現場

の状況は、政策のレベルと労働現場にはズレがあることを示している。政策レベルにおいて、労働ビッグバンの掛け声が消えても、現場は変わらないということである。

こうした問題の把握の仕方は、「労働ビッグバン」の看板とその内実とを区別するという本文で述べた問題とも関連している。すなわち、労働ビッグバンの内実を、労働コストの削減という点でとらえるとすれば、政策の標語としてのビッグバンの如何にかかわらず、そうした実態面における企業の要求や政府の政策のあり方が問題になるからである。労働現場において労働ビッグバンが「終わっていない」ということは、ホワイトカラー・エグゼンプション問題を契機にした政府の一連の政策転換にもかかわらず、企業、労働現場においてはなんら変化が生じていないということを意味することになるであろう。金融危機が、「派遣切り」や賃金の引下げ、解雇といった労働者の苦難をもたらしたこともそれとつながっている。また、この間のこうした労働現場の実態は、労働ビッグバンがめざした規制のない労働市場が、手厚い失業給付などの社会保障が同時に整備されなければ社会的に受け入れられないであろうということも明らかにしたのである。労働ビッグバンの批判から、あるべき労働市場や政策・法制をつくる

(1) 労働市場改革専門調査会第一次報告「働き方を変える、日本を変える—〈ワークライフバランス憲章の策定〉—」（二〇〇七年四月六日）。

(2) 規制改革会議、再チャレンジワーキンググループ「労働タスクフォース「脱格差と活力をもたらす労働市場へ—労働法制の抜本的見直しを—」（二〇〇七年五月二二日）。

(3) ○六年一〇月から一二月に経済財政諮問会議に提出された労働ビッグバン関連の民間議員ペーパーは、以下の四つである。「創造と成長」に向けて」「（一〇月一三日）、「創造と成長のための七大改革分野」（一〇月二四日）、「複線型でフェアな働き方—労働ビッグバンと再チャレンジ支援—」（一一月三〇日）、「労働市場改革専門調査会の検討項目についての意見」（一二月二〇日）。

(4) 朝日新聞二〇〇六年一二月一日の解説記事「派遣待遇、潜む危険」は、派遣期間制限の廃止と正規雇用の解雇規制緩和を労働ビッグバンの焦点として紹介している。

(5) 一〇月一三日のペーパーは、七つの課題を掲げており、その第一が、「イノベーションによる生産性の向上」である。「労働ビッグバン」はこれに続く第二の課題とされている。「人口減少に直面しながらも……成長力を十分に高めていくことは十分に可能」というのがペーパーの基本的なアイデアである。

(6) 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第三次答申—さらなる飛躍を

目指して」(二〇〇六年一二月二十五日)。

(7) この就業率の引き上げという目標は、労働市場改革専門調査会第一次報告のワークライフプランス憲章において、数値目標として具体化される。

(8) これについても前出専門調査会第一次報告が詳しく論じている。

(9) 平成一八年第二二回経済財政諮問会議議事要旨一〇月二三日、一一月二三〇日。

(10) 前同議事録。

(11) 五十嵐仁「労働再規制→反転の構図を読みとくー」(ちくま新書、二〇〇八年)二二頁。

(12) 一〇月一三日民間議員ペーパー。

(13) 八代議員の発言。経済財政諮問会議一〇月一三日議事録。

(14) 規制改革会議労働タスクフォース意見・前掲注(2)

現実性がないという理由で、横断的な団体交渉による賃金決定を明示的に排除している。また、この意見は、「外部労働市場における同一労働・同一賃金の原則」も否定する。

(15) 前出の経済財政諮問会議議事録参照。なお、前

出の規制改革・民間開放推進会議の第三次答申が掲げていたテーマは、労働契約法制の整備、労働

時間法制の見直し(労働時間の適用除外制度を含む)、派遣労働法制の見直し(雇用契約申込み義務の見直し、事前面接の解禁を含む)である。

(16) 経済財政諮問会議議事録一二月二〇日の柳沢臨時議員の発言。ここで、厚労相が、「長期雇用」に

ついて「社会の安定と経済政策の確保に寄与する」という面がある」と指摘している点も注目してお

いてよいであろう。厚生労働省は、ビッグバン構想には根本的に批判的な立場にたっていたといえる。

(17) 朝日新聞二〇〇七年一月一七日。

(18) 同、二〇〇七年一月七日。

(19) 同、二〇〇七年一月一〇日、経団連会長の談話。

(20) さらに遡れば、小泉政権末期の格差社会問題が基点であつたといえるかもしない。

(21) 朝日新聞、二〇〇七年九月二六日。

(22) 同、二〇〇七年九月二七日。

(23) 日本経済新聞、二〇〇八年七月三〇日。

(24) 朝日新聞、二〇〇八年八月一日。

(25) 専門調査会の第二次報告以降の報告は以下のとおりである。「第二次報告 外国人労働に関する制度改革について―研修・技能実習制度のあり方を中心に」(二〇〇七年九月二一日)、「第三次報告 七〇歳現役社会の実現に向けて」(二〇〇八年二月一五日)、「第四次報告 正規・非正規の壁の克服について」(二〇〇八年九月一七日)。

(26) 規制改革会議「規制改革のための第二次答申―規制の集中改革プログラム―」(二〇〇七年一二月二十五日)。

(27) 厚生労働省「規制改革会議『第二次答申』に対する厚生労働省の考え方」(二〇〇七年一二月二八日)。

(28) 労働タスクフォース意見と規制改革会議第二次答申の政治的な顛末については、五十嵐・前掲書

注(1) の第七、八章参照。

(29) 「成長戦略I『新雇用戦略』の全体像」(二〇〇八年二月一五日)、「三年間で二三〇万人の雇用充実に向けて―二〇〇万人の正社員化、一二〇万人の

雇用創出―」(二〇〇八年四月二三日)。

(30) 「新雇用戦略」について(添付資料、二〇〇八年四月二三日)。

(31) 経済財政諮問会議「構造変化と日本経済」専門調査会「日本経済の「若返り」」を(二〇〇八年七月二二日)。

(32) 「二一世紀版前川リポート」によれば、「既存の終身雇用・年功賃金に手をつけずに、過剰雇用を削減しようとすれば、その調整弁はどうしても新卒採用の抑制と非正規雇用の活用に向かう」のであり、「長期雇用に有利な退職金税制や、正規非正規の間の格差など、ヨコへの動きを妨げる障壁をなくしていくことが必要である」。

(33) 労働市場改革専門調査会第四次報告(二〇〇八年九月一七日)。

(34) 朝日新聞二〇〇八年八月二六日。

(35) 田端博邦「世界金融危機の歴史的意味について―市場と労働―」労働法律旬報一六八七・八八合併号(二〇〇九年)二七・三六頁参照。

(36) 田端博邦「労働ビッグバンとグローバリゼーション・オルタナティブの模索―」(上)(下)労働法律旬報一六五八号(二〇〇七年)五〇・五八頁、一六六〇号(同年)三六・四一頁。

(たばた ひろくに)